

# 福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成 18 年 3 月

(平成 29 年 11 月改定)

福 島 県

## 目次

はじめに .....	1
第1章 概要 .....	1
1 目的 .....	1
2 位置付け .....	1
3 対象とするPCB廃棄物等 .....	1
4 対象地域 .....	2
5 計画期間 .....	2
6 性格及び意義 .....	2
7 県及び中核市の役割 .....	2
8 計画の見直し .....	3
第2章 県内のPCB廃棄物等の状況 .....	3
1 PCB廃棄物の処分量及び保管状況 .....	3
2 PCB使用製品の所有状況 .....	4
3 今後の処分見込量 .....	5
第3章 計画及び目標 .....	5
1 高濃度PCB廃棄物 .....	5
2 高濃度PCB使用製品 .....	6
3 低濃度PCB廃棄物 .....	7
4 低濃度PCB使用製品 .....	7
5 行動計画 .....	9
第4章 計画実現に向けた取組 .....	10
1 保管事業者 .....	10
2 所有事業者 .....	10
3 県及び中核市（共通） .....	10
4 県及び中核市のそれぞれの重点的な取組 .....	10
参考資料1 PCB特措法に基づく関係者の責務 .....	12
参考資料2 PCB廃棄物処理の経緯 .....	13
参考資料3 JESCOの処理事業の概要 .....	15
参考資料4 JESCO北海道PCB廃棄物処理事業による広域処理の経緯 .....	16

## はじめに

我が国においては、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13（2001）年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が公布、施行され、同法に基づき、平成15（2003）年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「国基本計画」という。）が策定され、日本環境安全事業株式会社（現在は中間貯蔵・環境安全事業株式会社。以下「JESCO」という。）を活用したPCB廃棄物の広域処理事業が計画された。

当時、本県でも、東北地方にPCB廃棄物の処理施設を設置する見通しが立たなかったことから、JESCOが北海道室蘭市に計画していた処理施設での受け入れを要望し、「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」へ参加、JESCO北海道事業との調整を図った上で、平成18（2006）年3月、県内の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画である「福島県廃棄物処理計画」（平成14年3月策定、平成18年3月見直し）と整合させた「福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「県処理計画」という。）を策定した。

平成27（2015）年3月、国基本計画の変更に伴い、県処理計画の計画期間を平成39（2027）年3月31日までとすること等の改定を実施した。

今回、平成28（2016）年8月の改正PCB特措法の施行に伴い、高濃度PCB廃棄物の処分期間の設定その他への対応等を目的に、県処理計画に所要の改定を実施することとしたものである。

## 第1章 概要

### 1 目的

県内のPCB廃棄物の処理の確実かつ適正な推進を図ることを目的とする。

### 2 位置付け

県処理計画は、PCB特措法第7条の規定に基づき、国基本計画に即し、また、「福島県廃棄物処理計画（平成27（2015）年3月策定）」と調和を保って定めるものである。

### 3 対象とするPCB廃棄物等

県処理計画の対象は、PCB特措法第2条第1項において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」と定義される「ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）」及びPCB特措法第2条第3項において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」と定義される「ポリ塩化ビフ

ェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）」とする。

なお、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 13 条第 1 項に規定する対策地域内廃棄物に該当するのは、同法第 15 条の規定に基づき国が処理するため、対象外とする。

対象とする PCB 廃棄物等の分類は、図 1-1 のとおりである。

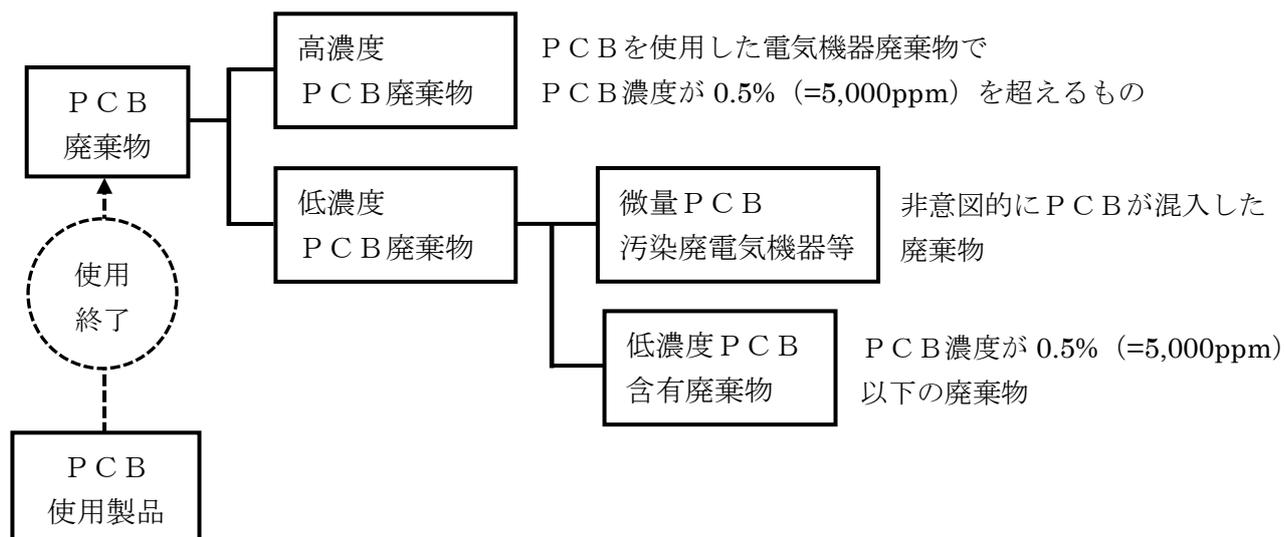


図 1-1 PCB 廃棄物等の分類分け

#### 4 対象地域

対象地域は、県内の中核市（郡山市及びいわき市。以下同じ。）を含めた県内全域とする。

#### 5 計画期間

PCB 特措法第 14 条の規定に基づく処分の期間である平成 39 年（2027 年）3 月 31 日までを計画期間とする。

#### 6 性格及び意義

県内の PCB 廃棄物を計画期間内に確実に処分していくためには、保管事業者、所有事業者、収集運搬事業者、県、市町村など、多くの関係者が PCB 廃棄物の処理の必要性や方策について十分に理解し、効果的かつ効率的にそれぞれの役割を果たしていく必要がある。

県処理計画は、PCB 特措法の趣旨に基づき、県内における PCB 廃棄物処理に関する推進方策の基本方針としての性格を有し、PCB 廃棄物処理事業に関係する事業者や機関が、本計画の遂行に協力していくことが求められる。

#### 7 県及び中核市の役割

県は、PCB 特措法第 5 条で規定される責務に基づき、中核市の計画を含めた県内全域の県処理計画の作成を行う。県及び中核市は、管内の PCB 廃棄物の処理（PC

B使用製品の廃棄を含む。)を推進するため、相互に協力する。

## 8 計画の見直し

### (1) 平成 27 (2015) 年 3 月の改定

県処理計画は、平成 18 (2006) 年 3 月の策定時には、当時の J E S C O 北海道 P C B 廃棄物処理事業の完了予定である平成 27 (2015) 年 3 月までを計画期間としていた。その後、国基本計画の変更に伴い、J E S C O 北海道 P C B 廃棄物処理事業期間が延長されたこと、また、低濃度 P C B 廃棄物を処理する必要も生じたため、計画期間を平成 39 (2027) 年 3 月 31 日までとする改定を行った。

### (2) 今回の改定

平成 28 (2016) 年度の P C B 特措法及び国基本計画の改正等により、P C B 廃棄物等に関する高濃度・低濃度、廃棄物・使用製品ごとの対応や保管事業者・所有事業者ごとの責務等が整理されるとともに、高濃度 P C B 廃棄物の処分期間が J E S C O の計画的処理完了期限の 1 年前の日までとされた。また、その処理促進のため、都道府県等の指導権限も強化された。これらに対応して所要の改定を行うものである。

### (3) 今後の改定

今回の改定後も、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を進めるため、必要に応じた改定を実施する。

## 第 2 章 県内の P C B 廃棄物等の状況

### 1 P C B 廃棄物の処分量及び保管状況

P C B 特措法に基づく保管事業者からの届出により確認している平成 28 (2016) 年 3 月 31 日現在の P C B 廃棄物の処分量 (累計) は、表 2-1、保管状況は、表 2-2 のとおりである。

表 2-1 P C B 廃棄物の処分量

(平成 28 (2016) 年 3 月 31 日現在。単位：台)

種類	福島県 (中核市を除く。)	郡山市	いわき市	県計
トランス類	278	659	133	1,070
コンデンサ類	3,895	2,941	518	7,354
安定器	26,460	19,005	2,524	47,989
その他の機器等	774	75	534	1,383
合計	31,407	22,680	3,709	57,796

(注) 本表に掲載するもののほか、P C B、P C B を含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他の P C B 汚染物の合計約 52 t を処分済である。

表 2-2 PCB廃棄物の保管状況

(平成 28 (2016) 年 3 月 31 日現在)

区分	種類	福島県 (中核市を除く。)		郡山市		いわき市		県計	
		事業場 数	数量 (台)	事業場 数	数量 (台)	事業場 数	数量 (台)	事業場 数	数量 (台)
高濃度	トランス類	13	59	3	151	8	26	24	236
	コンデンサ類	178	4,905	31	1,180	54	104	263	6,189
	安定器	140	35,585	28	6,163	36	4,418	204	46,166
	その他の機器等	16	503	4	57	4	21	24	581
低濃度	トランス類	226	632	63	250	11	20	300	902
	コンデンサ類	145	828	29	101	10	29	184	958
	その他の機器等	156	2,118	31	29	95	466	282	2,613
合計		874	44,630	189	7,931	218	5,084	1,281	57,645

(注) 合計の事業場数はのべ数。

(注) 本表に掲載するもののほか、PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他のPCB汚染物の合計約 2,400 t を保管している。

## 2 PCB使用製品の所有状況

PCB特措法に基づく保管事業者からの届出により確認している平成 28 (2016) 年 3 月 31 日現在の使用中の PCB 使用製品の所有状況は、表 2-3 のとおりである。

なお、平成 28 (2016) 年度分の報告 (平成 29 (2017) 年 3 月 31 日現在のデータとなる) から高濃度 PCB 使用製品の所有事業者の届出が義務づけられたことから、当該届出より、今後、保有数量は増加することが見込まれる。

表 2-3 PCB使用製品の所有状況

(平成 28 (2016) 年 3 月 31 日現在)

区分	種類	福島県 (中核市を除く。)		郡山市		いわき市		福島県計	
		事業場 数	数量 (台)	事業場 数	数量 (台)	事業場 数	数量 (台)	事業場 数	数量 (台)
高濃度	トランス類	0	0	0	0	0	0	0	0
	コンデンサ類	6	11	0	0	3	6	9	17
	安定器	10	1,899	2	273	1	1	13	2,173
	その他の機器等	1	1	0	0	0	0	1	1
低濃度	トランス類	71	167	25	45	1	1	97	213
	コンデンサ類	12	34	31	29	2	3	45	66
	その他の機器等	54	120	1	1	20	78	75	199
合計		154	2,232	59	348	27	89	240	2,669

(注) 合計の事業場数はのべ数。

### 3 今後の処分見込量

PCB廃棄物の今後の処分見込量は、PCB廃棄物の保管状況（表2-2）とPCB使用製品の保有状況（表2-3）の合計となり、表2-4のとおりとなる。

なお、PCB廃棄物を保管しているにもかかわらず、PCB特措法に基づく届出をしていない事業者（以下「未届出事業者」という。）の存在により、今後、処分見込量の増加が見込まれるため、掘り起こし調査や立入調査を通して実態を把握し、計画の進行管理の中で随時修正を図るものとする。

表2-4 PCB廃棄物の処分見込量

（平成28（2016）年3月31日現在。単位：台）

区分	種類	福島県 (中核市を除く。)	郡山市	いわき市	県計
高濃度	トランス類	59	151	26	236
	コンデンサ類	4,916	1,180	110	6,206
	安定器	37,484	6,436	4,419	48,339
	その他の機器等	504	57	21	582
低濃度	トランス類	799	295	21	1,115
	コンデンサ類	862	130	32	1,024
	その他の機器等	2,238	30	544	2,812
合計		46,862	8,279	5,173	60,314

（注）本表に掲載するもののほか、PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他のPCB汚染物の合計約2,400tについても処分する必要がある。

## 第3章 計画及び目標

県内のPCB廃棄物等については、以下の処理体制により、以下の期間内に、確実に適正に処理するものとする。

### 1 高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物の処分期間（注1）等は、表3-1のとおりとなっている。

保管事業者は、自ら又は他人に委託し、処分期間内にJESCO北海道PCB処理事業所で処分する。

県及び中核市は、保管事業者に処分を促すため必要な指導を行い、処分期間内に高濃度PCB廃棄物の処理を完了させる。

表 3-1 高濃度 P C B 廃棄物の処分期間等

種類	処分期間	計画的処理完了期限（注 2）
トランス（変圧器）類 コンデンサ類	平成 34（2022）年 3 月 31 日まで	平成 35（2023）年 3 月 31 日
安定器及び汚染物等	平成 35（2023）年 3 月 31 日まで	平成 36（2024）年 3 月 31 日

（注 1） P C B 特措法第 10 条及び施行令第 6 条により、保管事業者が P C B 廃棄物を処分しなければならないと規定される期間。

（注 2） J E S C O 各 P C B 処理施設において P C B 廃棄物の処理を完了する期限であり、国基本計画によって各処理施設ごとに定められる。

## 2 高濃度 P C B 使用製品

高濃度 P C B 使用製品の所有事業者は、高濃度 P C B 廃棄物の処分期間までに使用をやめ、高濃度 P C B 廃棄物として処分する。

県及び中核市は、所有事業者に使用を中止させ、処分を促すため必要な指導を行い、処分期間内に高濃度 P C B 使用製品の処理を完了させる。

※ 現時点で、処分期間内に処分対象となる高濃度 P C B 廃棄物（高濃度 P C B 使用製品の使用を終了するものを含む。）は、表 3-2 のとおりとなる。

表 3-2 処分対象となる高濃度 P C B 廃棄物（所管機関別内訳）

○トランス・コンデンサ類（処分期間：平成 34（2022）年 3 月 31 日まで）  
（平成 28（2016）年 3 月 31 日現在）

所管	台数
県	4,975
（内訳） 県北地方振興局	3,850
県中地方振興局	292
県南地方振興局	203
会津地方振興局	497
南会津地方振興局	81
相双地方振興局	52
郡山市	1,331
いわき市	136
計	6,442

○安定器（処分期間：平成 35（2023）年 3 月 31 日まで）  
（平成 28（2016）年 3 月 31 日現在）

所管		台数
県		37,484
(内訳)	県北地方振興局	23,463
	県中地方振興局	2,556
	県南地方振興局	1,508
	会津地方振興局	3,809
	南会津地方振興局	1,604
	相双地方振興局	4,544
郡山市		6,436
いわき市		4,419
計		48,339

### 3 低濃度 P C B 廃棄物

低濃度 P C B 廃棄物の処分期間は、表 3 - 3 のとおりとなっている。

保管事業者は、自ら又は他人に委託し、処分期間内に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設等（平成 29（2017）年 6 月時点で全国に 34 施設）で処分する。

県及び中核市は、保管事業者に処分を促すため必要な指導を行い、処分期間内に低濃度 P C B 廃棄物の処理を完了させる。

表 3 - 3 低濃度 P C B 廃棄物の処分期間

種類	処分期間
P C B 廃棄物 (高濃度 P C B 廃棄物を除く。)	平成 39 年 (2027 年) 3 月 31 日まで

### 4 低濃度 P C B 使用製品

低濃度 P C B 使用製品の所有事業者は、低濃度 P C B 廃棄物の処分期間までに使用をやめ、低濃度 P C B 廃棄物として処分する。

県及び中核市は、所有事業者の使用を中止させ、処分を促すため必要な指導を行い、処分期間内に低濃度 P C B 使用製品の処理を完了させる。

※ 現時点で、処分期間内に処分対象となる低濃度 P C B 廃棄物（低濃度 P C B 使用製品が使用を終了するものを含む。）は、表 3 - 4 のとおりとなる。

表 3-4 処分対象となる低濃度 PCB 廃棄物（所管機関別内訳）

○低濃度 PCB 廃棄物（処分期間：平成 39（2027）年 3 月 31 日まで）  
（平成 28（2016）年 3 月 31 日現在）

所管		台数
県		3,899
(内訳)	県北地方振興局	1,085
	県中地方振興局	130
	県南地方振興局	149
	会津地方振興局	708
	南会津地方振興局	252
	相双地方振興局	1,575
郡山市		455
いわき市		597
	計	4,951

（注）トランス類、コンデンサ類、その他の機器の合計数

5 行動計画

本県における、PCB廃棄物の処理を推進するための計画を整理すると表3-5のとおりとなる。

表3-5 行動計画

年度 種類	2017 (H29)		2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)		2026 (H38)	備考 (処分業者)
高濃度PCB廃棄物 (トランス・コンデンサ等)	【保管事業者】 確定処分			改善 命令等	処分期間まで全て を処理する			JESCO 北海道 事業所
	【所有事業者】 製品使用の終了							
	【県及び中核市】 処理推進のための指導							
高濃度PCB廃棄物 (安定器等)	【保管事業者】 確定処分			改善 命令等				JESCO 北海道 事業所
	【所有事業者】 製品使用の終了							
	【県及び中核市】 処理推進のための指導							
低濃度PCB廃棄物	【保管事業者】 確定処分							無害化処理 認定施設等
	【所有事業者】 製品使用の終了							
	【県及び中核市】 処理推進のための指導							

## 第4章 計画実現に向けた取組

計画の実現に向けて、関係者は次のとおり取り組むものとする。

### 1 保管事業者

- PCB廃棄物の適切な保管
- PCB特措法に基づく保管・処分に関する届出
- PCB廃棄物の期間内処分
- 県及び中核市による調査や指導に対する協力 など

### 2 所有事業者

- PCB使用製品の速やかな使用終了
- PCB廃棄物の適切な保管
- PCB特措法に基づく保管・処分に関する届出
- PCB廃棄物の期間内処分
- 県及び中核市による調査や指導に対する協力 など

### 3 県及び中核市（共通）

- PCB廃棄物の保管・処分実態の把握・公表
- PCB廃棄物の保管事業者等への早期処分の指導
- PCB廃棄物の未届出事業者、PCB使用機器保有者の網羅的な把握
- 未処理事業者の把握、未処理事業者に対する処分の時期の確認、及び期間内処分に向けた指導
- 安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者との調整、指導
- 国のガイドライン、北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領、JESCOが策定する受入計画などを踏まえた指導監督
- 所管する地域内のPCB廃棄物の処理の進捗管理
- JESCO北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（※）への参画  
※ 北海道及び本県を含むJESCO北海道事業対象地域1都1道18県が、北海道事業における安全の確保及び運搬に係る調整等を図るための協議会
- PCB廃棄物処理に関する普及啓発及び周知
- PCB廃棄物処理推進のための各種施策に関する国等への要望
- 北海道PCB処理事業所の調査や室蘭環境研修への参加等、処理施設の立地自治体との交流
- 自らが保管する廃棄物の速やかな処理 など

### 4 県及び中核市のそれぞれの重点的な取組

#### （1）県

- 専任職員（PCB廃棄物適正処理促進員）による対象事業所等の立入調査、早期処理指導等の継続的な働きかけ
- 掘り起こし調査等によるPCB廃棄物の保管、PCB使用製品の使用等の状況

#### 把握

- 低濃度PCB廃棄物の処理推進の方策などPCB廃棄物の期間内処理を確実に進めるための効果的な方策の検討
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（※）の造成への協力

※ PCB廃棄物の処理促進を目的に、独立行政法人環境再生保全機構に設けられ、中小企業及び個人による高濃度PCB廃棄物の処理経費の負担軽減に活用されている。平成 13（2001）年度から、民間による出捐のほか、国及び都道府県により継続して造成が行われている。

#### （2）郡山市

- PCB保管事業者への立入調査及び早期処理の指導
- 市内自家用電気工作物設置事業者へのPCB廃棄物及びPCB使用製品の掘り起こし調査
- 当市保有のPCB廃棄物及びPCB使用製品の処理

#### （3）いわき市

- 掘り起こし調査の実施及び未届のPCB廃棄物の把握
- 高濃度及び低濃度PCB廃棄物の早期処理完結
- 当市保有のPCB廃棄物及びPCB使用製品の処理

## 参考資料 1 PCB特措法に基づく関係者の責務

### 1 事業者

- 保管事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理しなければならない。(PCB特措法第3条、第14条)
- 所有事業者は、処分期間内にPCB使用製品を廃棄しなければならない。(第3条、第18条)
- 保管事業者及びPCB廃棄物の処分をするものは、毎年度6月30日までに、そのPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関し、都道府県知事等に届け出なければならない。(第8条)
- 保管事業者は、届出の保管の場所を、特定の場合を除き、変更してはならない。(第8条)
- 保管事業者は、PCB廃棄物の種類及び区域ごとに処分期間内にPCB廃棄物を処分しなければならない。(第10条、第14条)
- 何人も、特定の場合を除き、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。(第17条)
- 義務づけられている項目や行政指導等に違反した場合は、禁固刑や罰金となる。(第33条～第36条)

### 2 国

- 国は、PCB廃棄物及びPCB使用製品の処理に関して、処理を推進するための体制等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(第5条)
- 政府は、PCB廃棄物処理基本計画を定めなければならない。(第6条)

### 3 都道府県等

- 都道府県等は、PCB廃棄物の状況を把握し、确实かつ適正な処理が行われるように必要な措置を行うよう努めなければならない。(第5条)
- 都道府県等は、毎年度、届出された保管及び処分の状況について情報を公表する。(第9条)
- 都道府県等は、保管事業者に対して、高濃度PCB廃棄物の処理の実施を確保するために、指導、助言、改善命令及び代執行を行うことができる。(第11条、第12条、第13条)
- 都道府県等は、保管事業者又は高濃度PCB廃棄物の疑いがある物を保管する事業者に対し、報告を求めること及び立入検査を行うことができる。(第24条、第25条)

## 参考資料２ PCB廃棄物処理の経緯

(「環境省ホームページ」より一部抜粋)

### 1 カネミ油症事件の発生

ポリ塩化ビフェニル (PCB) は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和 43 年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和 47 年以降その製造が行われていない。

### 2 POPs 条約の発効

世界的にも、一部の PCB 使用地域から、全く使用していない地域 (北極圏など) への汚染の拡大が報告された事などを背景として、国際的な規制の取り組みが始まり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) が平成 16 年 5 月に発効した。

この条約では PCB に関し、平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分を求めており、我が国は平成 14 年 8 月にこの条約を締結している。

### 3 JESCO による処理体制の整備

既に製造された PCB の処理に向けて、民間主導による PCB 処理施設設置の動きが幾度かあったが、施設の設置に関し住民の理解が得られなかったことなどから、ほぼ 30 年の長期にわたりほとんど処理が行われず、結果として保管が続いた。保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、それらの確実かつ適正な処理を推進するため、平成 13 年 6 月 22 日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB 特別措置法) が公布され、同年 7 月 15 日から施行された。

法律の施行により、国が中心となって日本環境安全事業株式会社 (現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCO) を活用して、拠点的な処理施設を整備することとなり、平成 16 年の北九州事業の操業をはじめ、全国 5 箇所処理施設が整備された。

### 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定

PCB 廃棄物を保管する事業者は、毎年保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める期間内の処分が義務づけられている。この期間は、法律の施行時には平成 28 年 7 月までと規定されていたが、法律の施行後に微量の PCB に汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや、JESCO における処理が想定よりも遅れていることなどを踏まえ、平成 24 年 12 月に政令が改正され、処理期間は平成 39 年 3 月末までとされた。

平成 26 年 6 月には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 (計画上の当初の処理期限は全国一律で平成 28 年 3 月末) が変更され、JESCO の 5 つの PCB 処理事業所ごとに計画的処理完了期限等が定められ、最長でも平成 37 年度までに高濃度 PCB 廃棄物の処理を完了することになった。

## 5 PCB 特別措置法の改正

JESCO の事業所ごとの計画的処理完了期限は、地元との約束で、最短で平成 30 年度末。しかし、処分委託しない事業者や使用中の PCB 使用製品も存在し、その達成が危ぶまれる状況であったことから、平成 28 年度に PCB 特別措置法を改正した。

### 時系列

2016 (平成 28 年) 7 月	PCB 廃棄物処理基本計画の変更
2016 (平成 28 年) 5 月	PCB 廃棄物特別措置法の改正 (平成 28 年 5 月 2 日公布、8 月 1 日施行)
2014 (平成 26 年) 6 月	PCB 廃棄物処理基本計画変更
2014 (平成 26 年) 5 月	PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、基本計画変更 (案) 了承
2013 (平成 25 年) 10 月～11 月	JESCO 処理施設の関係自治体に対し、PCB 廃棄物処理基本計画の変更に関する検討要請
2012 (平成 24 年) 12 月	PCB 特別措置法の政令で定める期間を平成 39 年 3 月 31 日まで延長
2012 (平成 24 年) 8 月	PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会報告書「今後の PCB 廃棄物の適正処理推進について」取りまとめ
2011 (平成 23 年)	PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 ※ PCB 特別措置法の施行後 10 年を経過したことを踏まえ、廃棄物の処理の現状を把握した上で、今後の PCB 廃棄物の適正処理の推進策を検討するために開催
2004 (平成 16 年)	日本環境安全事業株式会社 (現、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)) の発足 (環境事業団から引継ぎ)
2001 (平成 13 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定</li> <li>環境事業団法の改正 (公害防止施設の建設譲渡事業等を行っていた同事業団の業務として PCB 処理事業を追加)</li> </ul>
1973 (昭和 48 年)	(財) 電気絶縁物処理協会が、処理施設の立地に向けた取組を開始
1972 (昭和 47 年)	行政指導 (通産省) により製造中止、回収等の指示
1968 (昭和 43 年)	カネミ油症事件発生 (PCB を原因とする食中毒事件)
1954 (昭和 29 年)	PCB の国内製造開始 (鐘淵化学工業、三菱モンサント化成)

### 参考資料3 JESCOの処理事業の概要

(「JESCO ホームページ」より一部抜粋)

当社では、平成16年12月から操業を開始している北九州事業をはじめ、全国5カ所においてPCB廃棄物の処理施設を設置し、処理を推進しています。

平成26年6月には、PCB廃棄物の処理完遂に向けて、国の定めるPCB廃棄物処理基本計画が変更され、当社のPCB廃棄物処理事業基本計画もこれに従った変更を行いました。

変更の主な内容として、トランス類・コンデンサ類の一部については、従来の処理対象区域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行う体制としました。

安定器等・汚染物については、北九州事業所及び北海道事業所の2ヶ所の施設を活用し、全国の処理を行う体制としました。

また、保管されている方々が当社に処理委託を行う期限として計画的処理完了期限を設けるとともに、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案して事業終了準備期間を設けました。

平成28年8月に施行されたPCB廃棄物特別措置法の改正により、PCB廃棄物を保管されている方々及びPCB使用製品を所有されている方々は、原則、計画的処理完了期限の一年前までに当社と処理委託契約を締結することが必要となりました。

#### トランス類・コンデンサ類等の処理体制

処理対象区域	操業開始	処理能力※	PCB分解処理方式
北九州	平成16年12月	1.5 t/日	脱塩素化分解方式
大阪	平成18年10月	2.0 t/日	脱塩素化分解方式
豊田	平成17年9月	1.6 t/日	脱塩素化分解方式
東京	平成17年11月	2.0 t/日	水熱酸化分解方式
北海道	平成20年5月	1.8 t/日	脱塩素化分解方式

※処理能力はPCB分解量

#### 安定器等・汚染物の処理体制

処理対象区域	操業開始	処理能力※	PCB分解処理方式
北九州	平成21年7月	10.4 t/日	熔融分解方式
北海道	平成25年9月	12.2 t/日	熔融分解方式

※処理能力は安定器等・汚染物量

## 参考資料4 J E S C O 北海道 P C B 廃棄物処理事業による広域処理の経緯

(第26回北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会(平成25年6月10日)資料より抜粋)

平成13年6月 PCB特措法公布(施行:7月15日)

平成14年4月 「北海道PCB廃棄物に関する適正処理方針」決定(北海道)

5月 室蘭市が北海道に対し誘致要望書を提出

地球環境汚染防止への国際的な取組みへの貢献等を理由に、道内に保管されているPCB廃棄物の処理施設の受入を表明

6月 道知事から環境大臣に対し、「道内における立地」を要請

6月～9月 住民説明会、関係団体への説明会の開催(計20回)

平成15年2月 「北海道PCB廃棄物処理事業計画」環境大臣認可

道内に保管されているPCB廃棄物の処理施設の立地場所が室蘭市に正式決定

環境省から北海道及び室蘭市に対し、東北、北関東、甲信越、北陸の15県に保管されているPCB廃棄物の受入について要請

住民説明会、関係団体への説明会の開催(計21回(平成16年3月まで))

平成16年1月 15県から県内処理が困難な状況であることを理由として、北海道知事あて文書により受入を要請

15県を代表し3知事(宮城県、新潟県、富山県)が北海道知事に直接、受入要請

宮城県知事が室蘭市を訪問し、受入を要請

3月 北海道の地域特性を考慮した安全性の確保等を条件に拡大要請の受け入れを決定

環境大臣から、道・市が提示した条件に対し、承諾する旨の回答

4月 15県から、道が提示した条件に対し、承諾する旨の回答

受入条件(北海道知事→各県知事(H16.3.30 循環10772))

1 各県は北海道や室蘭市と連携して、室蘭市においてPCB廃棄物の無害化に向けた共同処理を実施するという基本的な認識のもと、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理の推進に向け調整を行う場として広域協議会の設置及び運営に協力すること。

2 北海道事業において各県が担うべき役割と責任を明確にし、明文化すること。

3 各県は保管事業者に対し、北海道事業における計画的かつ適正な処理に向けた指導監督を行うこと。

4 各県は保管事業者及び収集運搬事業者に対し、国の策定する収集運搬ガイドラインの遵守及び北海道が今後、策定する収集運搬実施要領に沿って、安全かつ効率的な収集運搬が実施されるよう指導監

督を行うこと。

5 各県における環境産業などを活用し、広域的な連携によるリサイクルの推進について情報交換等の取り組みを行うこと。

7月 北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会の設立

11月 北海道PCB廃棄物処理事業に係る境域協議会（第2回）開催

北海道及び15県の役割の責務の明文化

「北海道PCB廃棄物処理事業の推進に向けた北海道及び15県の取り組みについて」

平成20年5月 当初施設本格操業開始

7月 北海道外物の初受入